

別表2(第3条第1項関係)

基準

○を付す

<p>基準1 伝統的工芸品「高岡銅器」「高岡漆器」「越中福岡の菅笠」に関わる素材、技術等が活かされた、工芸都市高岡の魅力発信に寄与する製品であること。</p>	
<p>基準2 ・主として工芸素材以外のプラスチック(合成樹脂)等の化学製品を用いたものでないこと。 ・建築と一体となる建築材料でないこと。 ・店舗・宿泊施設等において不特定多数に使用されるもの。</p>	
<p>基準3 以下(1)～(5)の合計点数が8点以上であること。</p>	<p>点数</p>
<p>基準3 (1) 工芸素材 ・天然素材(1点)・特に、金属、漆、菅(2点)</p>	
<p>基準3 (2) 工芸技術・技法 ・金工、漆工、菅の技術、技法(1点)・国の伝統的工芸品の技術(2点)</p>	
<p>基準3 (3) 製造地 ・一部市内(1点)・全て市内(2点)</p>	
<p>基準3 (4) 企画開発地・市内(2点)</p>	
<p>基準3 (5) 対象商品の種類 ・テーブルウェア(2点)・室内装飾品(1点)</p>	